

令和 8 年度（公財）日本中学校体育連盟剣道競技部申し合わせ事項

申し合わせ事項は「剣道試合・審判規則第 1 条」に基づくものであり、規定外の事態は一般社会の常識で判断するものである。

【剣道試合・審判規則に関わる事項】

- 1 サポーター等（足袋、テーピング、コルセットを含む）の使用
 - (1) 医療上必要と認められた場合に限り使用を認める。使用する場合は各試合場に届け出た上で使用する。（成長過程における現状を把握するため）
 - (2) サポーターなどは、肘、膝などにつける物を足につけたり、ゴムや革及び滑り止めを底に張ったりした物等の使用は禁止する。（相手に危害・公正さの観点から）
 - (3) 指先単独でのテーピングについては、届け出は不要とする。
 - (4) 届け出と違う物を使用した場合は、替えさせる。
- 2 面
 - (1) 面金を黒塗りにした面など、通常の配色でない面の使用を禁止する。
ただし、日常の稽古や練習試合での使用については特に制限を設けない。
- 3 竹 刀
 - (1) 平成 10 年 11 月 10 日付、全剣連指導指針「竹刀の先革先端最小直径値計測方法」による。
 - (2) 平成 31 年 4 月 1 日改正、全剣連剣道試合・審判運営要領「ちくとうの最小直径値の計測方法」による。
 - (3) 不正竹刀を使用した場合は、試合規則第 19 条 1、2、3 を適用する。ただし、予選リーグにおいては補員の起用は認めない。決勝トーナメント戦においては、次の試合から補員の起用を認める。
 - (4) 不正竹刀とは、「ビニールやセロテープを巻いた物」「異物（先革の芯、柄頭のチギリ以外の物）を混入した物」「検印のない物」を指す。
- 4 公正を害する行為
 - (1) 「変形な構え等の防御態勢」をとった場合は、1 回目は「合議」の上、「指導」、2 回目以降は「合議」の上、「反則」とする。
- 5 突き技
 - (1) 禁止として反則とすることもある。（技としては反則とする）
- 6 上 段
 - (1) 上段の構えはとらせない。隻腕についてはその都度協議する。
- 7 二 刀
 - (1) 使用させない。
- 8 片手打ち
 - (1) 有効打突としない。
- 9 試合開始
 - (1) 主審の「始め」の宣告で完全に立ち上がって開始させる。（不適切な場合は、指導する）
- 10 主審の宣告
 - (1) 反則の宣告が簡略化されたが、（公財）日本中体連剣道競技部では「第 3 章第 37 条」～特に宣告に際し必要を認めた場合は、その理由を述べることができる～を教育的配慮として適用する。

【試合運営に関わる事項】

- 1 試合者要領
 - (1) 団体戦では、先鋒戦及び最後の試合者の対戦の場合、監督、選手ともに正座する。
個人戦においての監督も同じとする。
- 2 華美への配慮
 - (1) 校名・校章等の刺繍（剣道着・袴）は、大きさ、色を含めて華美にならないように配慮する。
防具（面・垂・小手等）についても、装飾品（ワッペン等）はつけない。
 - (2) 面皮革は、大きさ、色、模様を含めて華美にならないように配慮し、色は黒色または紺色とする。
 - (3) 柄革は、滑り止め（ゴム等）や模様等のない無地のもので、白色とする。
※ ただし、日常の稽古や練習試合での使用については、その限りではない。
※ 柄革の上端（折り返し部分）の色・模様については、特に制限を設けない。

申し合わせ事項解説

「4 公正を害する行為」について

- ・ 「変形な構え等の防御姿勢」をとった場合、1 回目は「合議」の上「指導」、2 回目以降は「合議」の上「反則」とする。

変形な構えについての共通理解事項

(平成24年度作成)

- (1) 「変形な構え」とは
 - ・ 左拳を概ね目線より上にして、面・右小手・右胴を同時に防御する形をいう。
- (2) 「指導・反則」とならない場合
 - ・ 中段の構え等からの「応じ技」途中の姿勢
 - ・ 鏝競り合いや体当たりでの「身体的圧力」及び「攻め」による一瞬の崩れ
- (3) 見極めの留意事項
 - ・ 「変形な構え」に近い形が認められても左拳の高さが目線に達していない場合が多いので、左拳の位置を確認の基準にする。また、剣先（けんせん）が下がっているかどうかをよく見極める。
 - ・ 「変形な構え」で相手の打ちを待つ状態が確認された場合は、後から技が出て「応じ技」途中の姿勢とは判断しない。

【指導・反則の宣告方法】

◇ 主審が合議をかける（主審の専決事項）

(1) 「指導」をとる場合

主審は選手を開始線に戻し「指導」をとる選手に近づき、審判旗を右手に持ち左手拳を明確に頭上（目の位置より高く）に上げ、「変形な構え」が認められたため「指導」をとることを説明する。次に定位置に戻り審判旗を一方に持ち、宣告を行う側の選手に対し、指を揃え手の平を内側にして、指先で概ね選手の前垂を指すように腕を上げ、「指導」と発声し宣告を行う。

(2) 「反則」をとる場合

「指導」と同じ要領で「反則」をとることを説明する。次に主審は定位置に戻り、他の反則と同じ要領で、旗を斜め下方に上げ、「反則○回」と宣告する。

(3) 確認事項

- ・ 1 回目は「合議」の上「指導」、2 回目以降は「合議」の上「反則」とする。

【掲示板への記入方法】



赤色地に白抜き文字「指」を掲示する。

「公正を害する変形な構え」の指導は1回のみ。次からは反則となり、掲示板の



指は残し、▲（反則）を新たに掲示していく。

【「変形な構え」を指導・反則事項とした理由】

生涯剣道のために大切な基礎基本を身につけなければならない中学生の時期に、防御の効率のみを優先して左拳を極端に身体の中心から外して防御に頼ることは、剣道の正しい修得を妨げるものである。剣道は一方を防御すれば一方に隙が生じ、打つときは打たれるときである。その緊張感と迷いを鍛錬と経験則による瞬時の判断で拭ききって勝負に出るところに醍醐味がある。

したがって、特に「突き技」を禁止している中学生の試合では、三カ所を同時に防御するという「変形な構え」は、左手が定まらないという見苦しさだけでなく、心の面でも剣道の良さを否定することにつながるものである。更には、いたずらに試合時間を引き延ばす結果にもなっている。

以上の理由により（公財）日本中学校体育連盟剣道競技部では「変形な構え」を指導・反則とした。

「6 上 段」について

・上段の構えはとらせない。隻腕についてはその都度協議する。

隻腕についての共通理解事項（平成23年度作成）

各都道府県で、隻腕の競技者が確認された際は、速やかに専門委員長がブロック長へ報告するとともに、「構えが公正を害する行為」とならないよう指導する。

○ 「構えが公正を害する行為」となるとは

片手上段で面を防御するとともに、竹刀の鍔元を所持して柄で小手を防御し、一方の腕（小手・袖等）で胴を防御するなど、三カ所を同時に防御することをいう。

○ 指導する理由

- ・ 中学生には「突き技」を禁止している。
- ・ 中段の構えにおいても「面」「小手」「胴」を同時に防御する「変形な構え」をとった場合は「指導」「反則」の対象となる。
- ・ 公平性、平等性等を考慮し、下記の指導をする。

○ 指導内容

- ・ 竹刀の柄頭を所持し構えるよう指導する。
- ・ 「鍔競り合い」及び「打つ直前」の鍔元所持は良い。

※ 上記の指導は、大会直前では競技者の身体的精神的負担が大きいのので、極力早期に報告と指導を行い、監督や競技者が練習に生かせるよう配慮する。

令和 8 年度「重点指導事項」について（お願い）

令和 7 年度第 55 回全国中学校剣道大会の運営及び試合・審判についての反省と今まで引き継がれてきた課題から、次年度の山口大会に向けて「重点指導事項」を策定いたしました。
つきましては、各都道府県の大会や強化会・講習会等において、顧問及び地域クラブ代表者に周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

1 申し合わせ事項についての徹底

- (1) 「申し合わせ事項」（別紙）についてのご理解とご協力、指導の徹底をお願いします。

用具・着装全般（文字等を含む）について従来の伝統的な色や形を安易に変える傾向が若干見られますが、極力「申し合わせ事項」には加えず、「指導」の形で対応します。規則に固執することなく「質実」という伝統文化の良さを積極的にご活用いただき、ご協力をお願いいたします。

2 礼法について

- (1) 蹲踞の「始め」と「終わり」を正確・丁寧に行う。
※ 「始め」は竹刀を抜きながら蹲踞し、静止する。
※ 「終わり」は納刀した後、右手を右太股においてから立ち上がる。
◇ 詳しくは、剣道指導要領 P 44、45 参照
(2) 団体の礼の前後や選手交替時における余計な所作は改める。
※ 円陣を組んでの発声やパフォーマンス、胴づき、握手など
※ 団体戦の選手入れ替えを速やかに行う。（個人戦も同様）
◇ 全日本剣道連盟剣道試合・審判運営要領「その他の要領」5 項参照

3 その他

- (1) 危険かつ見苦しい暴力的行為は、厳に慎むようご指導ください。
(2) 「安易に左拳を中心線から外す防御姿勢をとらせない」いわゆる「公正を害する変形な構え」について、今後も継続してご指導ください。
(3) 「鏝競り合いの解消途中」で時間空費が目的と思われる打ちを継続する場面が見受けられます。反則行為としてご指導ください。
(4) 面紐の長さは結び目から 40 センチメートル以下です。また、結び目の位置が高過ぎる選手も見られました。面が外れたり、転倒時に後頭部を保護できなかったりする可能性があります。危険防止として適切な位置で結ぶよう、今後も継続してご指導ください。
◇ 剣道試合・審判・運営要領の手引き P 25 参照
(5) 着装は華美にならぬようご指導ください。学校名（地域クラブ活動名）、校章以外の刺繍やワッペン等を、剣道着の袖につけたり、入れたりしないでください。袴の裾や防具等にも刺繍やワッペンをつけないでください。
(6) 試合者の名札は、生徒役員が判読しやすい字体にしてください。
(7) 試合者が、試合中に中止要請をする場合、「タイム」と発声するようご指導ください。
(8) 剣道着の袖については危険防止の観点から肘が隠れる長さとし、縫い上げ等の加工をしないようご指導ください。
(9) 「応援は拍手のみ」を各地区大会から周知徹底してください。

< 次年度の全国中学校剣道大会競技規則 >

（公財）全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則、同細則」及び令和 8 年度（公財）日本中学校体育連盟剣道競技部申し合わせ事項による。

更に、以下を含めた試合・審判の運営を行う。

- ① 「剣道試合・審判・運営要領の手引き」（令和 6 年 9 月 1 日改訂）
② 「令和 8 年度（公財）日本中学校体育連盟剣道競技部審判員共通認識事項」

< 本件に関する問い合わせ先 >
（公財）日本中学校体育連盟剣道競技部長 山下 克久
勤務先：茨城県阿見町立朝日中学校
電話：029—842—7771

令和8年度(公財)日本中学校体育連盟剣道競技部 審判員共通認識事項

本共通認識事項は、令和5年度にコロナ禍で開催された四国全中をきっかけに、審判員のみならず、日々の稽古など様々な場面で、選手や指導者が共通の認識を持ち、一体となって「正しい剣道」、「正しい試合」を醸成していくために作成されたものです。地域クラブとも連携を図り、広く周知していただきますよう、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

1 (公財)日本中学校体育連盟剣道競技部 ブロック長会議より

- (1) 全日本剣道連盟 (R6.9.9 発出)『剣道試合・審判・運営要領の手引き』の改訂に係る確認事項について
 - つば(鰐)競り合い解消に至る時間は「一呼吸(3秒程度)」。
 - つば(鰐)競り合いを解消する場合は、正しい鰐競り合いから鰐と鰐で競り合う力を利用して積極的(一気)に解消する。
 - つば(鰐)競り合い時の発声については、「指導」や「反則」とはしないが、鰐競り合いは互いが最も接近して緊迫した状態であることから、日頃の稽古や試合においては極力発声しないよう指導する。
 - 審判員の移動・交替要領・団体試合の整列方法に関しては、「暫定的試合審判法」実施以前に戻す。「剣道試合・審判・運営要領の手引き」p15 図の通りとする。
 - マスクの着用について
 - ・引き続き、面マスクまたはシールドを着用する。
- (2) 団体戦の代表者戦、個人戦での延長戦について
 - 延長戦は2分ずつ区切って行う。
 - ・ 試合時間 3分⇒延長 2分⇒延長 2分⇒【小休止(深呼吸をする程度)】
 - ⇒延長 2分⇒延長 2分⇒【休憩(面を外して給水)】
 - ※上記を繰り返す。
 - 【小休止】⇒ 開始線の位置で10秒程度の深呼吸。
 - 【休 憩】⇒ 立ったまま納刀し、待機場所に戻って面を外し、所定の場所(※1)で水分補給を行う。試合再開までの時間は5分とする。(※2) その際、監督は選手に指示をしない。
 - ※1・給水場所については、会場の状況や使用上のルールに応じて決める。
 - ※2・計時については、試合場主任もしくは時計係が所定の場所で計測する。

＜審判員の所作＞

 - 【小休止】審判員は試合者に「その場で深呼吸しましょう」と促す。
 - 【休 憩】左手に審判旗を持ち、右手を右斜め下方に伸ばし、手の平を下に向け「休憩」と宣告する。
- (3) 裏交差について
 - つば(鰐)競り合いの際、裏交差になっている場合は、正しいつば(鰐)競り合い(表交差)に戻してから、或いは戻しながら解消する。再三繰り返したり、意図的な行為と判断されたりした場合は、合議の上、反則を適用する。
 - 裏交差のままで分かれると直ちに反則になるものではなく、意図的に裏交差にする場合や、一方が表に戻そうとするところを合わせずに分かれる場合などを繰り返し、明らかに公明正大に試合をしていない場合について反則の対象とする。

2 審判員共通認識事項

- (1) つば(鰐)競り合いについて
 - つば(鰐)競り合いの定義

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P9 三「規則の解釈と運用」 2「つば(鰐)競り合いについて」

つば(鰐)競り合いは、鰐と鰐とが競り合って互いが最も接近して緊迫した状態である。つば(鰐)競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。

つば(鰐)競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならない。しかし、鰐競り合いが長く(一呼吸：3秒以上)続くようであれば、基本的には次の観点から総合的に是非を判断する。

① 正しい鰐競り合いをしているか。

② 打突の意志が有るか。

③ 分かれる意志が有るか。

○ 「剣道試合・審判・運営要領の手引き」三 2 P10～11 より

- ・ 終始、拳が相手の刃部にかかっているような場合は、明らかに不当なつば(鰐)競り合いである。
- ・ 暴力的であったり、意図的なひっかけ(ひっかけることを目的にする)だったり、一般的に見て異常な行為であれば、禁止行為に該当する。
- ・ 膠着や不当なつば(鰐)競り合いに関する処置は、試合の運営にかかわる主審の専決権限の事項である。したがって、副審は「止め」を宣告することができない。

(2) つば(鰐)競り合い開始の起点と解消の見極めについて

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P31 事例5

- 鰐競り合いは鰐と鰐が競り合っている状態であるが、近間での攻防が尽き、鰐競り合いにならずとも相互に接近した状態から鰐競り合いの開始時点とする。
- 相互の剣先が完全に離れる(直ちに打突できない間合で相互に中段の構えをとる)まで積極的(一気)に解消しているか注視する。

(3) つば(鰐)競り合いの解消途上の見極めについて

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P33 事例8

- 正しい鰐競り合いから鰐と鰐で競り合う力を利用して積極的(一気)に解消しているか、年齢や錬度を考慮し、審判員は総合的に判断する。
- 解消途中に不当な行為がないか。
 - ・ 下がると見せかけて打突する行為。
 - ・ 竹刀を意図的に肩に掛ける行為。
 - ・ 竹刀を払う、巻く、抑え込む、ひっかける行為。
 - ・ 竹刀を開く、下げる行為。
 - ・ 故意に体を反らせたり、曲げたりする行為。
 - ・ その他、不当と思われる行為。明らかに解消途上に不当な行為がある場合は、合議の上「反則」を適用する。微妙な場合は2回、3回と続けば合議の上、判断する。
- 解消の際に一本先取された試合者が早く勝手に下がったり、逆に先取した試合者はなるべく時間を掛けて分かれたりするような場面が見受けられる。一般的に先取した方の選手を時間空費の反則にとる傾向が見受けられるが、目的と現象をよく見極めて総合的に判断する。

(4) つば(鰐)競り合いが膠着した際の分かれの宣告について

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P11

- つば(鰐)競り合いが膠着した場合は「分かれ」をかける。安易に「分かれ」を宣告すると、試合者は審判員の「分かれ」に頼り、これを利用してしまふことになりかねない。膠着の状態を安易に考えないようにする。

(5) 公明正大に試合ができていないと判断される攻防について

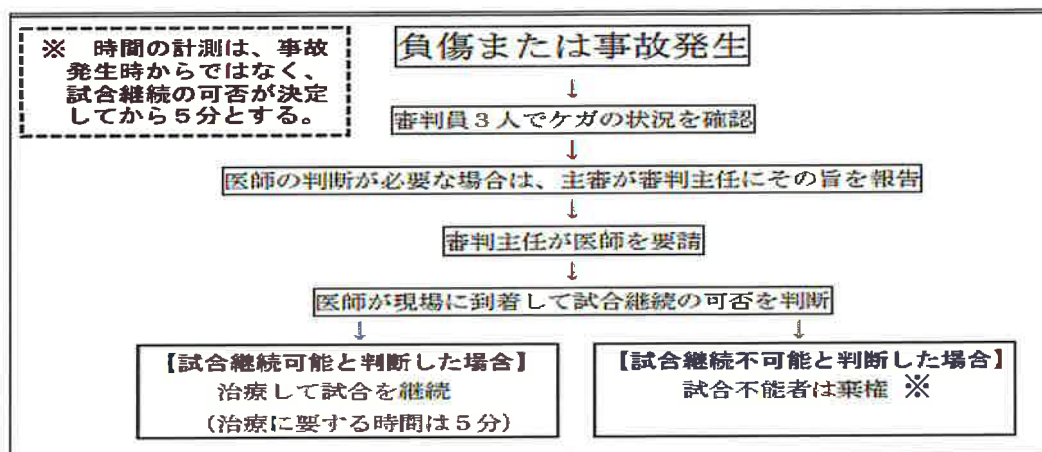
- 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。審判員は以下のような場面を見逃さず、「公明正大に試合を展開する」ことを優先させ、選手達が正しい試合、正しい剣道ができるよう厳正に判断する。
 - ・ 「変形な構え」となるまで左拳は挙げていないものの、巧妙に防御姿勢(勝負の回避)をとって相手に接近したり、意図的に時間空費を行ったりする。
 - ・ 時間空費が目的と思われる打突を繰り返す。
- 明らかに意図的な行為であれば即座に反則とする。
- 意図的な行為とは断定できないものの、疑わしい行為が再三繰り返されれば反則とする。

- (6) 「公正を害する行為」と「時間空費」の見極めについて
- 時間空費を目的として公正を害する行為を行うことも考えられるため、総合的に判断する。
 - 公正を害する行為
 - ・ 意図的に表から裏交差にする行為
 - ・ 分かれる際に不要な動き(おさえる、巻く、逆交差にする、肩にかけて分かれるなど)をする行為
 - 時間空費
 - ・ 意図的にゆっくり下がる。または、相手を下げる行為
 - ・ 勝負の回避、手元をあげて相手に接近する行為
- ※ 審判3名の中で、2名は時間空費、1名は公正を害する行為というように判定が割れる場合もある。
- (7) 合議について
- 合議の最中にジェスチャーは行わない。口頭で合議を行う。
 - 合議は相談ではなく、確認である。短時間で行う。
- (8) 合議後の説明から反則の宣告までの流れについて
- 合議後、主審は定位置には戻らず、その場で選手を待つ。選手が開始線に出てきて構え直したら近付いて説明を行う。その後、定位置に戻り、旗表示をした後、反則を宣告する。
- (9) 反則を適用する際、反則名は宣告するのだろうか
- 選手に説明をしたうえで「反則1回」と宣告する。(反則内容は監督にも聞こえるように説明する。)
- (10) 「押し出しの反則」なのか「場外反則」なのかの見極めについて
- 「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P26 〈主な事例の解説〉
- 〈事例5〉体当たりと押し出しとを区別する判断の基準はあるか。
- ① 打突後の体当たりや相手を崩して打突するなど、打突に結びつく行為でなければ不当な押し出しになる。
 - ② 打突の意志がなく、押し出す目的であったのか否かを見極める。
 - ③ 堪えられる程度の接触なのか否かを見極める。
- (11) 竹刀を落とした場合の判断について
- 竹刀を落とした者の「反則」とする。ただし、故意に相手の竹刀を落とすことを目的とした行為(何度も竹刀をたたく、竹刀をひっかける等)であれば、公正を害する行為として、その行為を行なった者の「反則」とする。
- 「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P25 〈主な事例の解説〉
- 〈事例3〉一方が自分の竹刀で相手の竹刀を強く叩いて落とした。強く叩いた側が反則になるか、それとも落としてしまった側が反則になるか。
- ① 攻防の中で叩いたのであれば不当な行為にはならない。落とした側を反則にする。
 - ② 強く叩いた行為が見苦しい場合は、第1条の本規則の目的に照らして反則にする。
- (12) 変形な構えに対する左小手への打突について
- 有効打突の要件・要素を満たしていれば1本となる。
- (13) 倒れたとき、うつ伏せ等による相手の攻撃に対応する意志が見られない行為は、反則を適用する。
- 「全日本剣道連盟剣道試合・審判規則」 P11 細則 第16条5
- (14) 片手を放しての防御姿勢について
- ・ 返し胴を打突した後など、後打ちを避けるために右手で竹刀を持ち、竹刀および右手・右腕で面、柄部で小手、左腕で胴を隠して防御する行為。
 - ・ 身体接触等で崩されて片手が竹刀から離れた際、同様な形で相手の打突を避けようとする行為。等
- 一瞬ではなく一定時間以上その姿勢を取った場合、原因と現象を見極めて反則を適用する。

(15) 負傷または事故発生時の対応について

※(公財)全日本剣道連盟剣道試合審判規則・規則第2節「審判の処置」による。

① 試合者が負傷などした場合は、次の要領で処置をする。



② 審判員は、試合継続の可否判断が下されるまで試合場内に留まる。

③ 相手選手については、そのときの状況により、審判主任の判断で対応する。待機中、監督からの指導は認めない。

④ 試合継続の可否判断が下された後の審判員の動きについては、試合者に準ずる。

【上記表※の補足】

- ・「**棄権**」とは、その試合に対する判断であり、団体戦においてはその後の回復状況によって医師および審判員の判断、並びに監督(保護者)との相談の上、その後の試合に出場することができる。
- ・負傷により試合が継続できないとき、その原因が一方の故意および過失による場合は、その原因を引き起こした者を負けとし、その原因が明瞭でない場合は、試合不能者を負けとする。
- ・加害者として負けとされた者は、その後の試合に出場することができない。

(16) 異議の申し立てについて

「全日本剣道連盟剣道試合・審判規則」 P22 規則

第35条 何人も、審判員の判定に対し、異議の申し立てをすることができない。

第36条 監督は、この規則の実施に関して疑義があるときは、その試合者の試合終了までに、審判主任または審判長に対して、異議を申し立てることができる。

○ 規則の実施に関して、監督自身の理解が不十分な場合や、選手を一旦落ち着かせるような意図などで異議の申し立てが行われる疑いがある時などは、審判主任や審判長は毅然と対処する。

(17) 主審の専決事項と副審からの合議について

○ 「剣道試合・審判規則 同細則」 P18 第2章審判 第1節審判事項

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P8「合議」

○ 「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P11、P30、32、33、34〈事例4〉〈事例6〉〈事例7〉〈事例9〉

- ・「膠着」や「不当な鏝競り合い」に関する処置は、試合の運営にかかわる主審の専決事項である。
- ・「意図的な時間空費」、「防御姿勢による接近する行為」に関する処置も、試合の運営にかかわる主審の専決事項である。

○ 「剣道試合・審判規則 同細則」 p16 規則

第24条③「副審は…主審の補佐をする。なお、緊急のときは、試合中止の表示を宣告することができる。」

- ・上記に示した主審の専決事項以外で、危険・違法・不当な行為があったとき。(場外に出たか出ていないか、竹刀を離し操作不能になった、相手の竹刀を握った、刃部を握ったなど、見落としや見誤りがあった場合など。)

○ 一方の試合者が不利益を被るようなことはあってはならない。上記に示した主審の専決事項や副審の任務についての共通理解を図った上で実施する。

(18) 審判旗の巻き方について

- 審判旗の巻き方(縦巻きか横巻きか)は、大会ごとの申し合わせ事項により決定する。

(19) 「変形な構え等の防御姿勢」について

- 「変形な構え」で微妙な場合は複数回見ること。明らかな場合は即指導をとる。左拳の位置、剣先(けんせん)の下がり具合が判断基準となるが、微妙な形を繰り返す場合、合議を掛けて確認をする。
- ※ 変形な構えによる防御姿勢で相手に接近するなど、意図的に勝負を回避する行為は反則を適用する。

(20) 試合開始時の蹲踞・「始め」の宣告について

- 正しい蹲踞、竹刀と目印をきちんと確認してから「始め」の宣告を行う。
- 開始線で蹲踞もしくは構えた状態で、選手の竹刀や体が動いている場合はきちんと静止させる。
 - ・ この徹底により、試合者が正しく構えて打突動作に入ることができる。構えが成立する前に打突動作に入った場合は、ただちに主審は「止め」を宣告する。もし、打突が当たったとしても有効打突として認めない。その後、試合者に指導したうえで再度「始め」を宣告する。このとき、試合者に再び蹲踞をさせる必要はない。
- 終了時は、蹲踞の姿勢で納刀し、右手を太ももに置いてから立ち上がる。正しい動作が行えない場合はその場で指導し、やり直させる。
- 膝の怪我などで正しい蹲踞ができない場合の対応について
 - ・ 試合が始まる前までに、監督が各試合場の審判主任に申し出る。
 - ・ 審判主任は当該試合の審判員と対戦校の監督にその旨を伝える。

(21) 団体戦における先鋒戦の開始の宣告について

- 大会運営をスムーズに行うため、監督が畳に座ったことを確認してから「始め」の宣告を行う。
 - ・ 監督は、チーム間の始めの礼の後、速やかに前列畳に移動し、選手を待たずに着座する。
 - ・ 選手は、前の試合のチーム間の終わりの礼の後、直ちに2列目の畳から立礼の位置へ移動し、チーム間の始めの礼を行う。面・小手・竹刀の移動は、チーム間の礼が終わった後に行う。

(22) 団体戦で、どちらかのチームまたは両チームが3名か4名の場合の始めの礼について

- 両チームの中堅までの選手は面・小手を着用し、竹刀を持って始めの礼を行う。

【本件に関する問い合わせ先】

(公財) 日本中学校体育連盟剣道競技部長

阿見町立朝日中学校 校長 山下 克久

TEL 029-842-7771

FAX 029-842-2865

Mail yamakatu.4266@gmail.com

※原則、各地区ブロック長や各県専門部長を通してご連絡ください。